

おくやみハンドブック

－市役所での主な手続き一覧－



令和6年4月1日現在

お手続きの際にお持ちいただくもの

※こちらでは一般的に必要なものを記載しています。手続きごとに必要なものは次ページ以降をご参照ください。

◆ご遺族のもの

- 認印（お越しいただく方・相続人代表者・喪主の方のもの）
- お越しいただく方の本人確認書類（原則次のAまたはBの書類を用意してください）
 - A. 官公署が発行した資格証明書で顔写真が貼付されたもの **1点**
※運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳 など
 - B. 官公署が発行した資格証明書等で顔写真の貼付されていないもの **2点**
※被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など
- 預貯金通帳（相続人代表者または喪主の方のもの）
- 故人名義の預貯金通帳から保険料等を引き落としている場合は、新たに変更する引落口座の預貯金通帳と通帳届出印
- 印鑑登録証（印鑑登録カード）（相続の手続き等で印鑑登録証明書が必要な場合）
- 委任状（代理人が手続きを行う場合）

◆故人のもの

- 基礎年金番号通知書または国民年金手帳、国民年金証書（振込ハガキなど基礎年金番号のわかるものでも可）
- 印鑑登録証（印鑑登録カード）、住民基本台帳カード（作成されていて返納を希望する場合）
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード（各種手続きで個人番号の記載を求められることがありますので大切に保管してください。）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
- 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 重度障害者医療費医療証、子ども医療費医療証、ひとり親家庭医療費医療証
- その他、市役所から交付された証書等

※ 相続人代表者が法定相続人ではなく、遺言書によって相続人となった場合は、遺言書（公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言（検認済みのもの））をお持ちください。

この一覧はお亡くなりになった際に市役所で行う一般的な手続きを記載したものになります。
個々の状況により必要な手続きが異なる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

おくやみに関する手続き

令和6年4月1日現在

区分	故人について	該当	主な手続き	必要なもの	手続き窓口	備考
住民登録	故人を除き、成人が2人以上の世帯の世帯主である	<input type="checkbox"/>	世帯主変更届	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の本人確認書類 印鑑（自署ができる場合は不要） 	<ul style="list-style-type: none"> 市民課 住基担当（本庁舎2階） ☎06-4309-3164（FAX）06-4309-3802 各行政サービスセンター（施設一覧参照） 	
マイナンバー	マイナンバーカードの所有者	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード返納届	<ul style="list-style-type: none"> 故人のマイナンバーカード 届出人の本人確認書類 	<ul style="list-style-type: none"> 市民室（別館1階、マイナンバーカード臨時窓口） ☎06-4309-3163（FAX）06-4309-3012 各行政サービスセンター（施設一覧参照） 	各種手続きにおいて、マイナンバーの記載を求められる場合があるため、全ての手続きが終わるまでは大切に保管してください。なお、マイナンバーカードの返納義務はありませんが、ご希望の場合は左記の窓口にてお手続きください。
※故人の年金の状況についてご不明な場合、必ず事前に東大阪年金事務所までお問い合わせください。						
年金	国民年金(3号期間を除く)のみ受給している (国民年金以外の年金も受給されていた方は、年金事務所等へお問い合わせください。)	<input type="checkbox"/>	年金受給者死亡届 未支給年金の請求	年金記録等により手続きや必要書類が異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。 【一般例】 <ul style="list-style-type: none"> 故人の年金証書 故人の基礎年金番号通知書もしくは年金手帳 死亡日以後の戸籍謄本 (故人と請求者の関係が確認できるもの) 請求者の世帯全員の住民票 請求者の預貯金通帳の写し 請求者のマイナンバーカード 	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金課（本庁舎3階） ☎06-4309-3165（FAX）06-4309-3805 各行政サービスセンター（施設一覧参照） 	
	国民年金（障害基礎年金・遺族基礎年金）の加算額対象となっている子	<input type="checkbox"/>	加算額対象者不該当届	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の本人確認書類 	または	
	国民年金に加入している	<input type="checkbox"/>	遺族基礎年金の請求 死亡一時金の請求 寡婦年金の請求	年金記録等により手続きや必要書類が異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。 【一般例】 <ul style="list-style-type: none"> 故人の基礎年金番号通知書もしくは年金手帳 死亡日以後の戸籍謄本 (故人と請求者の関係が確認できるもの) 請求者の世帯全員の住民票 請求者の預貯金通帳の写し 請求者のマイナンバーカード 死亡診断書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 東大阪年金事務所 ☎06-6722-6001（FAX）06-6725-0838 	

区分	故人について	該当	主な手続き	必要なもの	手続き窓口	備考
年金	厚生年金を受給している	<input type="checkbox"/>	未支給年金の請求 遺族厚生年金の請求	年金記録等により手続きや必要書類が異なりますので、年金事務所へお問い合わせください。 【一般例】 ・故人の年金証書 ・故人の基礎年金番号通知書もしくは年金手帳 ・死亡日以後の戸籍謄本 （故人と請求者の関係が確認できるもの） ・請求者の世帯全員の住民票 ・請求者の預貯金通帳の写し ・請求者のマイナンバーカード ・死亡診断書の写し	・東大阪年金事務所 ☎06-6722-6001 (FAX)06-6725-0838 (市役所ではお手続きできません。)	
	その他の年金を受給している	<input type="checkbox"/>	共済年金：各共済組合 企業年金：各企業年金基金または企業年金連合会 恩給：総務省恩給相談専用電話（☎03-5273-1400）	等へお問い合わせください。		
	厚生年金（老齢厚生年金・障害厚生年金・遺族厚生年金）の加算額対象となっている配偶者・子	<input type="checkbox"/>	加算額対象者不該当届	【一般例】 ・届出人の本人確認書類	・東大阪年金事務所 ☎06-6722-6001 (FAX)06-6725-0838 (市役所ではお手続きできません。)	
	国民年金以外（厚生年金・共済年金）に加入している	<input type="checkbox"/>	東大阪年金事務所やお勤め先等へお問い合わせください。			
健康保険	国民健康保険に加入している	<input type="checkbox"/>	葬祭費の請求 保険証等の返還 世帯主変更による保険証の交付	・故人の保険証 ・葬儀の領収書等(喪主の氏名が確認できるもの) ・喪主の振込先がわかるもの ・死亡が確認できるもの(死亡診断書の写し等) ・届出人の本人確認書類	・資格給付課（本庁舎2階） ☎06-4309-3167 (FAX)06-4309-3804 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	故人（そのご家族を含む）の高額療養費の振込先に故人の口座が指定されている場合、変更の手続きが必要となります。 必要な手続きについては資格給付課へお問い合わせください。
	後期高齢者医療制度に加入している	<input type="checkbox"/>	葬祭費の請求 保険証等の返還	・故人の保険証 ・葬儀の領収書等(喪主の氏名が確認できるもの) ・喪主の振込先がわかるもの ・死亡が確認できるもの(死亡診断書の写し等) ・届出人の本人確認書類	・資格給付課（本庁舎2階） ☎06-4309-3167 (FAX)06-4309-3804 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	
	社会保険に加入している	<input type="checkbox"/>	葬祭費の請求 保険証等の返還	ご加入されていた保険にご確認ください。	・ご加入されていた健康保険協会の支部・健康保険組合・共済組合 ※全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部は、 ☎06-7711-4300 (FAX)06-7711-4610	


区分	故人について	該当	主な手続き	必要なもの	手続き窓口	備考
介護保険	65歳以上である、または介護認定を受けている	<input type="checkbox"/>	被保険者証の返還 負担割合証の返還	・被保険者証 【要介護認定を受けている場合】 ・負担割合証	【被保険者証に関すること】 ・介護保険料課（本庁舎9階） ☎06-4309-3188（FAX）06-4309-3814 ・福祉事務所 高齢・障害福祉係 （東）☎072-988-6617（FAX）072-988-6671 （中）☎072-960-9275（FAX）072-964-7110 （西）☎06-6784-7980（FAX）06-6784-7677 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照） 【負担割合証に関すること】 ・給付管理課（本庁舎9階） ☎06-4309-3186（FAX）06-4309-3814	【被保険者証】 介護保険料課へ郵送でも可 過誤納や未納がある場合は、後日精算のための通知を送付します。 【負担割合証】 給付管理課へ郵送でも可
税金	固定資産(土地・家屋等)を所有している	<input type="checkbox"/>	土地・家屋（未登記を除く）についての名義変更は法務局での相続登記が必要です。 令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。 詳しくは東大阪法務局 ☎06-6782-5413へお問い合わせください。			
		<input type="checkbox"/>	相続人（現所有者）代表者指定届の提出 （登記がお済みでない方）	・故人との続柄が分かるもの（戸籍等）や納税通知書等	・固定資産税課（本庁舎3階） ☎06-4309-3140（FAX）06-4309-3810 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	
	未登記家屋を持っている	<input type="checkbox"/>	未登記家屋の所有者変更届の提出	・名義を明らかにする原因証書等（例、売買契約書、遺産分割協議書）	・固定資産税課（本庁舎3階） ☎06-4309-3140～44（FAX）06-4309-3810、3811	
	原動機付自転車(125cc以下のバイク)・小型特殊自動車を持っている	<input type="checkbox"/>	廃車・名義変更の届出	・ナンバープレート ・届出人の本人確認書類 ・申告済証（譲渡の場合のみ）	・税制課 軽自動車税係（本庁舎3階） ☎06-4309-3134（FAX）06-4309-3810	【軽自動車に関すること】 ・軽自動車検査協会大阪主管事務所高槻支所 ☎050-3816-1841 【二輪車に関すること】 ・近畿運輸局大阪運輸支局 ☎050-5540-2058
	個人住民税が課税されている	<input type="checkbox"/>	相続人代表者指定（変更）届の提出	・相続人代表者となる方の本人確認書類（相続人代表者となる方が届出人と異なる場合は、両方とも本人確認書類）	・市民税課（本庁舎3階） ☎06-4309-3135（FAX）06-4309-3809 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	
	納付していない市税がある（納期未到来分を含む）	<input type="checkbox"/>	市税の納付	・故人との続柄が分かるもの（戸籍等） ・来庁者の本人確認書類	・納税課（本庁舎3階） ☎06-4309-3148（FAX）06-4309-3808 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	

区分	故人について	該当	主な手続き	必要なもの	手続き窓口	備考
障害者福祉	特別児童扶養手当を受給している	<input type="checkbox"/>	資格喪失届 未支払手当の請求 受給者の変更	状況をお聞きし、必要な持ち物をご案内しますのでお問合せください。	・国民年金課（本庁舎3階） ☎06-4309-3165（FAX）06-4309-3805	
	特別児童扶養手当支給対象の児童	<input type="checkbox"/>	資格喪失届 額改定届	・届出人の本人確認書類		
	特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している	<input type="checkbox"/>	資格喪失届		・福祉事務所 高齢・障害福祉係 （東）☎072-988-6628（FAX）072-988-6671 （中）☎072-960-9285（FAX）072-964-7110 2F （西）☎06-6784-7980（FAX）06-6784-7677	世帯の状況によって手続きが変わるため、直接お問い合わせください。
	身体障害者手帳を持っている	<input type="checkbox"/>	手帳の返還	・手帳		
	療育手帳を持っている	<input type="checkbox"/>	手帳の返還	・手帳		
	精神障害者保健福祉手帳を持っている	<input type="checkbox"/>	手帳の返還	・精神障害者保健福祉手帳	・保健センター （東）☎072-982-2603（FAX）072-986-2135 （中）☎072-965-6411（FAX）072-966-6527 （西）☎06-6788-0085（FAX）06-6788-2916	
	重度障害者医療費助成の医療証を持っている	<input type="checkbox"/>	医療証の返還	・医療証	・医療助成課（本庁舎3階） ☎06-4309-3166（FAX）06-4309-3805 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照）	
	自立支援医療（更生）の医療証を持っている	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証の返還	・自立支援医療受給者証	・福祉事務所 高齢・障害福祉係 （東）☎072-988-6628（FAX）072-988-6671 （中）☎072-960-9285（FAX）072-964-7110 2F （西）☎06-6784-7980（FAX）06-6784-7677	郵送で受付可能です。
	自立支援医療（育成医療）支給制度、小児慢性特定疾病医療費助成の受給者証および未熟児養育医療給付制度の養育医療券を持っている	<input type="checkbox"/>	受給者証（養育医療券）の返還	・受給者証（養育医療券） （有効期限が残っている場合）	・保健センター （東）☎072-982-2603（FAX）072-986-2135 （中）☎072-965-6411（FAX）072-966-6527 （西）☎06-6788-0085（FAX）06-6788-2915	
	自立支援医療（精神通院医療）の受給者証を持っている	<input type="checkbox"/>	受給者証の返還	・自立支援医療受給者証 （有効期限が残っている場合）	・保健センター （東）☎072-982-2603（FAX）072-986-2135 （中）☎072-965-6411（FAX）072-966-6527 （西）☎06-6788-0085（FAX）06-6788-2916	
特定医療費（指定難病）受給者証を持っている	<input type="checkbox"/>	受給者証の返還	・特定医療費（指定難病）受給者証 詳しくは手続き窓口へご確認ください。	・保健センター （東）☎072-982-2603（FAX）072-986-2135 （中）☎072-965-6411（FAX）072-966-6527 （西）☎06-6788-0085（FAX）06-6788-2916		

区分	故人について	該当	主な手続き	必要なもの	手続き窓口	備考
障害者福祉	障害福祉サービス受給者証を持っている	<input type="checkbox"/>	受給者証の返還	・ 障害福祉サービス受給者証	・ 障害福祉認定給付課（本庁舎9階） ☎06-4309-3184（FAX）06-4309-3813	
	大阪府障害者扶養共済制度に加入している（死亡・加入者が重度障害者になった場合）	<input type="checkbox"/>	各種手続き		・ 福祉事務所 高齢・障害福祉係 （東）☎072-988-6628（FAX）072-988-6671 （中）☎072-960-9285（FAX）072-964-7110 2F （西）☎06-6784-7980（FAX）06-6784-7677	加入者・障害者のうち、どなたが亡くなられたかで手続きが変わるため、直接お問い合わせください。
	大阪府重度障がい者在宅生活応援制度を利用している	<input type="checkbox"/>	各種手続き	・ 届出人の本人確認書類		
子育て	児童手当を受給している	<input type="checkbox"/>	受給者の変更 未支払手当の請求	・ 届出人の本人確認書類 ・ 新たな受給者の健康保険証または年金加入証明書（厚生年金の方） ・ 新たな受給者の預貯金通帳またはキャッシュカード ・ 支給対象児童の預貯金通帳またはキャッシュカード	・ 国民年金課（本庁舎3階） ☎06-4309-3165（FAX）06-4309-3805 ・ 各行政サービスセンター（施設一覧参照）	児童手当の受給者（手当の振込先に指定されている保護者）が亡くなった場合、亡くなられた日で児童手当の受給資格が消滅します。 亡くなられた方に代わってお子さまを養育する保護者の方は、児童手当の新規申請および未支払金請求（亡くなられた受給者に未支払分の手当が残っている場合のみ）の手続きが必要となります。
	児童手当支給対象の児童	<input type="checkbox"/>	受給事由消滅届 額改定届	・ 届出人の本人確認書類		
	児童扶養手当を受給している	<input type="checkbox"/>	未支払手当の請求	・ 届出人の本人確認書類 ・ 対象児の預貯金通帳	・ 国民年金課（本庁舎3階） ☎06-4309-3165（FAX）06-4309-3805	
	児童扶養手当支給対象の児童	<input type="checkbox"/>	資格喪失届 額改定届	・ 届出人の本人確認書類		
	18歳以下の児童（障害児の場合は20歳未満）を養育している	<input type="checkbox"/>	今後児童の養育者となる方は児童扶養手当を受けられる可能性がありますので、お電話でお問い合わせください。			

区分	故人について	該当	主な手続き	必要なもの	手続き窓口	備考
子育て	子ども医療費助成の医療証を持つ子どもの保護者である	<input type="checkbox"/>	保護者の変更		<ul style="list-style-type: none"> 医療助成課（本庁舎3階） ☎06-4309-3166（FAX）06-4309-3805 各行政サービスセンター（施設一覧参照） 	<p>下記リンクより電子申請可</p> 
	ひとり親家庭医療費助成制度の医療証を持っている	<input type="checkbox"/>	資格喪失届			
	保育園に通園している子どもがいる	<input type="checkbox"/>	変更届		<ul style="list-style-type: none"> 施設利用相談課（本庁舎7階） ☎06-4309-3202（FAX）06-4309-3817 福祉事務所 子育て支援係 （東）☎072-988-6619（FAX）072-988-6671 （中）☎072-960-9274（FAX）072-964-7110 （西）☎06-6784-7982（FAX）06-6784-7677 	
その他	飼い犬の登録をしている	<input type="checkbox"/>	登録変更		<ul style="list-style-type: none"> 保健所 食品衛生課 ☎072-960-3803（FAX）072-960-3807 動物指導センター ☎072-963-6211（FAX）072-963-1644 	<p>市内での変更は電子申請が可能です。犬の所在地が市外に変更になる場合は、新所在地の市町村の犬の登録窓口にお問い合わせください。下記リンクより電子申請可</p> 
	飼い犬の登録（犬がマイクロチップを装着し、かつ環境省データベースに登録している）をしている	<input type="checkbox"/>	登録変更	<p>環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にて変更登録してください。市内での変更の場合、本市窓口での手続きは不要です。変更登録手数料については環境省ウェブサイトをご確認ください。</p>	<p>犬と猫のマイクロチップ情報登録 https://reg.mc.env.go.jp/</p> 	<p>犬の所在地が市外に変更になる場合は、新所在地の市町村の犬の登録窓口にお問い合わせください。</p>

区分	故人について	該当	主な手続き	必要なもの	手続き窓口	備考
その他	農地を所有している	<input type="checkbox"/>	所有者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地の土地登記事項証明書(全部事項)(写し可) ・世帯全員の住民票 ・(所有権を取得された方のみ)在留カード、在留資格認定証明書 など国籍確認資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会事務局(本庁舎16階) ☎06-4309-3292 (FAX)06-4309-3835 	
	森林を所有している	<input type="checkbox"/>	所有者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の土地の所有者届出書 ・登記事項証明書または土地の権利を取得した事実を証明する書類(土地売買契約書等) ・土地の位置を把握できる位置図 	<ul style="list-style-type: none"> ・みどり景観課(本庁舎14階) ☎06-4309-3227 (FAX)06-4309-3836 	
	市営住宅に住んでいる	<input type="checkbox"/>	異動届 入居名義人変更承認申込書 住宅返還届	申請内容により必要書類が異なりますので、窓口にお問合せください。	<ul style="list-style-type: none"> ・東大阪市営住宅管理センター ☎06-6788-8001 ・東大阪市営北蛇草・荒本住宅管理センター ☎06-6782-2000 	
	水道を使用している	<input type="checkbox"/>	閉栓もしくは名義変更	お客様番号(「水量のお知らせ」等に記載)もしくは水栓番号(玄関やドアの上部・郵便ポスト等に貼付されている「水栓番号シール」に記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット ・電話(東大阪市水道サービスセンター) ☎06-4307-6201 	
	パスポートを持っている	<input type="checkbox"/>	パスポートの返納届	<ul style="list-style-type: none"> ・有効中のパスポート ・死亡が確認できるもの(死亡診断書の写し等) ・届出人の本人確認書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・パスポート窓口(本庁舎5階) ☎06-4309-3313 (FAX)06-4309-3852 ・大阪府パスポートセンター ☎06-6944-6626 	
	公害医療手帳を持っている	<input type="checkbox"/>	死亡届 遺族補償費等の請求 死亡見舞金の請求など	<ul style="list-style-type: none"> ・公害医療手帳 ・死亡診断書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所 健康づくり課 ☎072-960-3802 (FAX)072-970-5821 	窓口にて診断書様式等必要書類をお渡しします。
	市民交通災害共済・火災共済に加入している世帯主である	<input type="checkbox"/>	世帯主変更	<ul style="list-style-type: none"> ・市民共済会員証 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活総務課(本庁舎5階) ☎06-4309-3158 (FAX)06-4309-3812 ・各行政サービスセンター(施設一覧参照) 	<p>交通事故や火災が原因でお亡くなりになられた場合は見舞金の請求ができませんので、必要な手続きについて左記までお問い合わせください。 世帯主変更について、下記リンクより電子申請可</p> 

区分	故人について	該当	主な手続き	必要なもの	手続き窓口	備考
その他	市営墓地の使用許可書をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	墓地使用権移転許可申請	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地使用権移転許可申請書 ・墓地使用許可証（紛失の場合は不要） ・使用権の移転を受ける方の住民票の写し ・現名義人（故人）と移転を受ける方の関係が分かる書類（戸籍謄抄本等） ・現名義人（故人）の死亡が分かる書類（死亡診断書の写し、戸籍謄抄本等） ※他に相続人がいる場合は全員の同意が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場管理課 ☎06-4309-3192 (FAX)06-4309-3815	申請書は窓口でのお渡しまたは下記ページよりダウンロードいただけます。 
	し尿収集を依頼している	<input type="checkbox"/>	し尿収集の変更または停止	詳しくは手続き窓口にお問い合わせください。	(公財) 東大阪市公園環境協会 ☎072-966-6675 (FAX)072-966-6683	世帯の人数等に変動があったときは、届出が必要です。必要な手続きについて左記までお問い合わせください。
	空き家の相続人等	<input type="checkbox"/>	空き家の適正管理	-	<ul style="list-style-type: none"> ・空家対策課（本庁舎15階） ☎06-4309-3244 (FAX)06-4309-3829	空き家の相続人等は、近隣に危害を及ぼさないよう管理を行う義務がありますので適正に管理いただきますようお願いいたします。もし、売却や賃貸の希望があればご相談ください。
	図書館の利用手続	<input type="checkbox"/>	利用停止および利用カード返納	<ul style="list-style-type: none"> ・利用カードほか 詳しくは図書館にお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> ・永和図書館 ☎06-6730-6677 (FAX)06-6727-5568 <ul style="list-style-type: none"> ・花園図書館 ☎072-965-7700 (FAX)072-965-9212 <ul style="list-style-type: none"> ・四条図書館 ☎072-982-1235 (FAX)072-984-6079 <ul style="list-style-type: none"> ・大連分室 ☎06-6728-0200 (FAX)06-6730-7337 <ul style="list-style-type: none"> ・石切分室 ☎072-982-1030 (FAX)072-982-1030	

住民票の写し及び戸籍証明書等の取得について

手続き窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課 証明担当（本庁舎2階21番窓口） ☎06-4309-3132（FAX）06-4309-3618 ・各行政サービスセンター（施設一覧参照） <p>※東大阪市以外の住民票の写しや戸籍証明書等については、それぞれの市区町村へお問い合わせください。</p>
-------	--

証明書	必要なもの	留意事項
住民票の写し (除票)	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類 ●委任状（代理人がお越しの場合） ●手数料 1通：300円 	<ul style="list-style-type: none"> ・お亡くなりになられた方の住民票の写しを取得する際は、窓口にお越しの方との続柄が確認できる書類をご提示いただく場合がございます。 ・住民票の写しを使用する方以外が窓口にお越しの際は代理となるため、委任状が必要です。 ・お亡くなりになられた方の住民票の写しにはマイナンバーを記載することができませんので、ご了承ください。
戸籍証明書	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類 ●委任状（代理人がお越しの場合） ●手数料 【戸籍全部（一部）事項証明書】 1通：450円 【除籍全部（一部）事項証明書】 1通：750円 【改製原戸籍・除籍謄抄本】 1通：750円 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡届を提出されてから、戸籍証明書を取得できるようになるまで日数がかかります。 ・戸籍謄本（抄本）は原則、直系親族の方が請求することができます。それ以外の方がお越しの際は委任状が必要です。 ・請求する方が、直系親族以外の保険金の受取人等の場合は、証書等の疎明資料が必要です。 ・請求の際は、申請用紙に必要な方の本籍及び筆頭者の氏名を記入していただきますので、事前にお調べください。
戸籍の附票	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類 ●委任状（代理人がお越しの場合） ●手数料 1通：300円 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡届を提出されてから、戸籍の附票を取得できるようになるまで日数がかかります。 ・戸籍の附票は原則、直系親族の方が請求することができます。それ以外の方がお越しの際は委任状が必要です。 ・請求する方が、直系親族以外の保険金の受取人等の場合は、証書等の疎明資料が必要です。 ・請求の際は、申請用紙に必要な方の本籍及び筆頭者の氏名を記入していただきますので、事前にお調べください。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">印鑑登録証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類 ●印鑑登録証 ●手数料 1通：300円 	<ul style="list-style-type: none"> ・お亡くなりになられた方の印鑑登録証明書は発行することができません。 ・相続人の方の印鑑登録証明書を発行する際は、その方の印鑑登録証が必要です。 ・代理人の方が印鑑登録証をお持ちいただき、申請用紙に必要な方の住所、氏名、生年月日をご記入いただければ委任されたものとみなします。
--	---	--

●本人確認書類について

戸籍証明書については、下記Aより1点もしくはBより2点お持ちください。それ以外の証明書についてはAもしくはBより1点お持ちください。

- A. 官公署が発行した資格証明書で顔写真が貼付されたもの
 ※運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳 など
- B. 官公署が発行した資格証明書等で顔写真の貼付されていないもの
 被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など

上記手続きにかかる主な施設一覧

施設	所在地		電話番号	FAX番号
市役所本庁舎	荒本北1-1-1		☎06-4309-3000（代表）	
日下行政サービスセンター	日下町3-1-7		☎072-986-9282	【FAX】072-986-9290
四条行政サービスセンター	南四条町1-7		☎072-988-3111	【FAX】072-988-3114
中鴻池行政サービスセンター	中鴻池町2-3-13		☎06-6747-1590	【FAX】06-6744-2743
若江岩田駅前行政サービスセンター	岩田町4-3-22-500（希来里5階）		☎072-967-6530	【FAX】072-967-6564
楠根行政サービスセンター	楠根1-12-12		☎06-6745-9144	【FAX】06-6745-9146
布施駅前行政サービスセンター	長堂1-8-37（ヴェル・ノール布施5階）		☎06-6784-2000	【FAX】06-6784-2017
近江堂行政サービスセンター	近江堂3-12-15		☎06-6730-5718	【FAX】06-6730-5720
マイナンバーカード臨時窓口	足代北2-2-18		☎06-4309-3163	【FAX】06-4309-3012
東福祉事務所	旭町1-1	高齢・障害福祉係	☎072-988-6617・28	【FAX】072-988-6671
		子育て支援係	☎072-988-6619	【FAX】072-988-6671
中福祉事務所	岩田町4-3-22-300（希来里2階）	高齢・障害福祉係	☎072-960-9275・85	【FAX】072-964-7110
		子育て支援係	☎072-960-9274	【FAX】072-964-7110
西福祉事務所	高井田元町2-8-27	高齢・障害福祉係	☎06-6784-7980・81	【FAX】06-6784-7677
		子育て支援係	☎06-6784-7982	【FAX】06-6784-7677
保健所	岩田町4-3-22	食品衛生課	☎072-960-3803	【FAX】072-960-3807
		健康づくり課	☎072-960-3802	【FAX】072-970-5821
		母子保健課	☎072-970-5820	【FAX】072-960-3809
東保健センター	旭町1-1		☎072-982-2603	【FAX】072-986-2135
中保健センター	岩田町4-3-22-300（希来里3階）		☎072-965-6411	【FAX】072-966-6527
西保健センター	高井田元町2-8-27		☎06-6788-0085	【FAX】06-6788-2916
動物指導センター	水走3-12-32		☎072-963-6211	【FAX】072-963-1644
上下水道局（水道庁舎）	若江西新町1-6-6	水道サービスセンター	☎06-4307-6201	【FAX】06-6721-2371
		水道庁舎（代表）	☎06-6724-1221	【FAX】06-6721-2374
東大阪年金事務所	永和1-15-14		☎06-6722-6001	【FAX】06-6725-0838